３神栖市津波ハザードマップ及び津波避難計画改訂業務委託

特記仕様書

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　本仕様書は，３神栖市津波ハザードマップ及び津波避難計画改訂業務委託（以下「業務」という。）に適用し，実施に必要な作業方法を定めるものである。

（目的）

第２条　本業務は，最新の津波シミュレーションの結果（茨城県が解析した基準水位データによる津波浸水想定区域図）を基に，津波ハザードマップの改訂を行うことを目的とする。

　また，津波避難計画は，神栖市津波避難シミュレーションの結果を基に，既定計画の改訂を行うことを目的とする。

（準拠する関係法令等）

第３条　本業務は，本仕様書ほか，以下の関係法令，規定，規則等に準拠して行うものとする。

(1) 水害ハザードマップ作成の手引き（平成２８年４月）
(2) 津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.10（平成３１年４月）
(3) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成２５年３月）
(4) 神栖市の地形等に関する情報
(5) 避難場所及び津波避難ビル等に関する情報
(6) 神栖市の情勢に関する情報
(7) 津波シミュレーション及び津波避難シミュレーション結果
(8) その他，本業務に必要となる関係法令，計画等

（質疑）

第４条　本仕様書に記載なき事項及び質疑が生じた場合は，神栖市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が協議のうえ，甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

（管理技術者等）

第５条　本業務の作業体制として，以下のいずれかの要件を満たす技術者を配置するものとし，当該技術者は乙と直接的かつ恒常的な雇用関係であることを証明する書類及び業務経歴書を契約時に提出すること。

(1) 測量士
(2) 技術士（総合技術監理部門「建設－都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」）

（情報セキュリティ）
第６条　乙は，情報セキュリティ及び個人情報保護の観点から，情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）の認証又はプライバシーマーク（JISQ15001）を取得していること。

（提出書類）
第７条　乙は，契約締結後速やかに下記の書類等を指示する日までに提出し，甲の承諾を受けるものとする。
(1) 作業実施計画書
(2) 業務工程表
(3) 主任技術者届及び現場代理人届
(4) 情報セキュリティに関する認証証明書の写し

（損害賠償）
第８条　乙は，本業務中に生じた諸事故に対しての責任を負い，損害賠償の請求があった場合については，一切の責任を乙の責任において処理するものとする。

（守秘義務）
第９条　乙は業務上知り得た秘密を在職中はもとより退職後といえども，第三者に漏らしてはならないものとする。

（検査）
第１０条　乙は本業務完了後速やかに成果品並びに関係資料を提出し，完了検査を受けるものとする。
２　甲が成果品に訂正の必要を認めた場合は乙は速やかに再作業を行うものとする。なお，これにかかる費用はすべて乙の負担とする。

（成果品の帰属）
第１１条　本業務の成果品は，すべて甲に帰属するものとし，甲の許可なく公表貸与及び使用してはならない。

（工期及び納入場所）
第１２条　本業務の履行期限は令和４年３月３１日とする。なお，成果品納入場所は，神栖市生活環境部防災安全課とする。

第２章　業務概要

（作業内容）

第１３条　本業務の作業内容は，下記のとおりとする。

(1) 計画準備
(2) 打合せ協議
(3) 資料収集整理
(4) ハザードマップ素案作成
(5) ハザードマップ修正案作成
(6) GIS データとりまとめ
(7) ハザードマップの印刷・梱包・搬入
(8) 公開用資料の作成
(9) 業務報告書の作成

（調査範囲）

第１４条　本業務の調査範囲は，神栖市全域とする。

（調査方法）

第１５条　本業務は，地図に関する情報を持った各種データを総合的に管理・加工し，高度な空間分析を行うとともに，その分析した結果を視覚的に表現させながら，複数のマップレイアウトを作成する必要があるため，GIS 技術を活用して作業の効率及び円滑化を図るものとする。なお，本業務で作成する GIS データは，ファイルフォーマットを Shape 形式で整理し，ファイル属性は甲乙協議の上決定する。

（計画準備）

第１６条　本業務の実施にあたり，乙は業務の目的，業務内容，履行期間等を踏まえ，業務の実施方法や手順を定めた作業実施計画書を作成し，甲の承認を得るものとする。

（打合せ協議）

第１７条　業務着手時・中間・成果品納入時に打合せ協議を行う。また，甲の指示または，必要に応じて作業中適宜に打合せ協議を行う。なお，打合せ事項については，乙がその都度，協議記録簿を作成し，甲の承認を得るものとする。

（資料収集整理）

第１８条　本業務に必要な資料を借用書と引き換えに乙に貸与するものとする。

乙は，破損，紛失，盗難等の事故のないよう，適切に管理し，業務完了後は速やかに返却するものとする。

（ハザードマップ素案作成）

第１９条　収集した資料またはデータを用い，サンプル図面を作成し，甲と協議する。協議において，縮尺や，データの表示（色彩・大きさ）等も検討する。

２　日本語のほか，英語，中国語，タイ語の標記情報も掲載する。標記箇所，標記方法については，甲と協議し，結果を反映する。

３　本業務で作成されるハザードマップの構成は，表面に避難に関する情報，裏面に地図情報を掲載する。詳細は甲の指示に従うものとする。

４　掲載する留意事項や避難情報の伝達に係る標記は過去の成果品を参考に甲と協議し決定する。

（ハザードマップ修正案作成）

第２０条　素案を用いた協議の結果を反映したものを作成する。修正案については，図面及びPDFデータをサンプルデータとして作成する。

２　修正案を提示し，甲の承認を得た後，成果品として納入する用紙に印刷し，再度甲と協議を行う。

（GISデータとりまとめ）

第２１条　前条までに作成，整理したGISデータをShape形式で出力し，電子媒体に格納する。

（ハザードマップの印刷・梱包・搬入）

第２２条　甲の承認を得た修正案をもとに，最終入稿ファイルを作成し，印刷・梱包・搬入を行う。

(1) 規格　A1版（両面利用）

(2) 縮尺　甲乙協議の上，決定

(3) 形式　AI形式及びPDF形式

(4) 部数　神栖地域：２万５千部，波崎地域：１万５千部　合計４万部
（外国語表記については，甲乙協議の上，決定）

(5) 搬入先　甲の指示した部数で梱包し，発注者が指示した場所に一括搬入。
（梱包においては，市内各地区の班毎の梱包（約1,100班）と，残りを甲が保管することを想定しており，契約締結後に詳細を指示する）

（公開用資料の作成）

第２３条　神栖市ホームページ公開用のPDFファイルを作成する。データの容量等については，ホームページからダウンロード可能な状態にする。

（業務報告書の作成）
第２４条　本業務における作業報告書のほか，津波避難計画のうち，甲から指示のある箇所において修正を行うものとする。

第３章　成果品

（成果品）
第２５条　本業務における成果品は以下のとおりとする。

(1)	ハザードマップ原稿（AI，PDF形式）	１式
(2)	印刷物（神栖地域）	２万５千部
	印刷物（波崎地域）	１万５千部
(3)	業務報告書	１式
(4)	公開用資料（PDFデータ）	１式
(5)	津波避難計画（修正版・データ）	１式
(6)	津波避難計画（簡易製本）	１式
(7)	GISデータ	１式